

大口町告示第65号

尾張都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年大口町条例第31号）第5条第1項の規定に基づき、賦課対象区域を次のように公表する。

令和2年4月1日

大口町長 鈴木 雅博

1 賦課年月日

令和2年3月1日

2 負担区の名称

第3負担区

3 賦課対象区域

丹羽郡大口町大御堂一丁目、大御堂二丁目、丸一丁目、丸二丁目、大屋敷一丁目、大屋敷二丁目、奈良子一丁目、奈良子二丁目、高橋一丁目、御供所一丁目、堀尾跡一丁目の各一部

4 賦課対象区域の地籍

236,000平方メートル

